

1975(毎月1回)

6月号

(村の面積)

332,60 km²

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和50年5月1日現在)

村の人口

総人口 2,045人

1.	0	5	8	人
9	8	7	2	人
2	3	5	2	人
4	2	4	2	人

男	女	生	死	入	出
出	死	転	転		

世帯数 582世帯

<地区別明細>

地区名	面積	農道	用水路	排水路
後野	3 ha	317 m	3,256 m	475 m
川合	2.5	561	581	290
板倉	2	210	506	365
朝日坂	1.7	165	687	350
下山	1.5	285	480	485
計	10.7	1,538	5,510	1,965

第一次の事業の指定を受けて、生産基盤の整備、經營近代化整備等の各種事業を実施してきましたが、さらに昭和五十年度より昭和五十三年度までの四年計画で第二次の山振事業が実施されます。

従来より当地域は、あらゆる面で都市に比して立遅れおり、また最近の経済の変化により、住民の意識の向上や生活様式の都市化に伴ない生活環境の未整備に対する不満があらわれているのが現状であります。この事業の実施により生産基盤の整備を重点に行ない労働力の省力化と生産性の向上にとめ、經營の合理化に資する目

● 小規模圃場整備事業
事業費 五五、七二六千円
当地域の圃場は、階段状の未整備田が多く、これら圃場を原則として十アール区画に整備すると共に、農道、排水、用水を整備し、湿田を乾田化することにより、農業機械の導入と、水稻作の近代化および農家所得の増大をはかる。

* 水田作経営近代化施設整備事業
事業費 二三、四三六千円
小規模圃場整備事業により十アール区画の乾田を造成し、機械能

率の向上をはかるものとし、地区別、ブロック別の協業組織の体制を確立し大型機械、共同育苗施設共同乾燥調整施設を設置し、有効かつ計画的な運用のもとに一貫した省力機械化稻作体系を確立するその他人口二千余人の住民の地域振興の拠点施設として、事業費三千万円余を投じて、和泉村生活改善センターを設立し、現在まで

第二次山村地域農林漁業特別対策事業を実施

総事業費 一億一千六百万円

投資された農林業施策の成果を最大限に發揮されるための農林業技術の研修、会議並びに地区住民の生活改善のための研修、集会、実習等に利用し地域振興の拠点施設として設立検討中であります。

ややもすると許可を受けないで農地に植林したり、宅地に変えたりする方が時々見受けられます。必らず許可を受けてから行って下さい。また部落内で農用地区域に指定されている農地については、地目変換等について制限があります。細部については農業委員会に問合せて下さい。

農地を転用する場合は農業委員会の許可を!!

農地(田、畑)等を販売したり地目変換する場合には、農業委員会及び県の許可が必要なことはで御存知のことと思います。

「住みよい村づくり」に

役立つ国民・年金事業

二ヶ年で約八千万円を借り入れ!!

村民の皆さんが納められている

国民年金や厚生年金の保険料は、

やがては年金として皆さんにお返しされますが、それまでは積立金として、安全確実に、かつ、できるだけ有利に運用され、将来の給付財源を確保することに努めるとともに、その運用にあたっては、その一定部分が保険料拠出者、年金制度加入者及びその家族の福祉の増進に直接役立つ分野に還流されるようになっております。

①国民生活の安定向上に直接役立つ住宅、生活環境整備(簡易水道等)厚生福祉施設(病院、体育館等)文教施設、中小企業、農林漁

業等の文野に最重点を置くこと、
②残余についても、国民生活の安定向上の基礎となる道路、運輸通信、国土保全、地域開発等に運用されることとなっており、和泉村では、昭和四十七年と昭和四十八年の二年間で千二百万円を借り入れて村民グランドを建設し、昭和四十九年度においては、村民体育馆建設資金として六千二百五十万円、火葬場建設資金として二百九十万円、ごみ処理車購入資金として二百五十万円を借り入れしております。

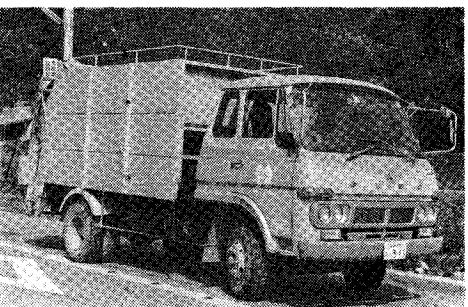
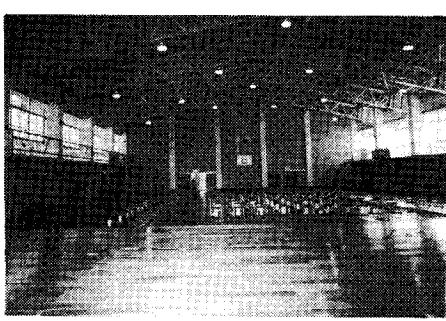
さらに、保険料拠出者、被保険者等への直接還元という趣旨で、毎年の積立金の預託増加額の当額を、年金制度の被保険者等の福祉増進に直接役立つ分野に運用することとされています。

無料調停相談を開設

〔大野調停協会〕

大野調停協会は、きたる六月二十五日(水)午前十時より午後四時まで、大野市役所会議室(三階)において、無料調停相談を行ないます。ふるってご相談下さい。

◎相談内容 土地、家屋、金銭、交通事故等の問題について



税キヤンペーン=その一 サラリーマンと税金

サラリーマンの給与にかかる所得税について、その計算のしくみを説明します。

一、所得と税金の計算

所得は原則として一年間の所得の合計額から、基礎控除や扶養控除などを差引いた残額に税率を適用して算出します。

(1) 所得とは

所得とは、収入そのものでなく収入から、その収入を得るために要した費用など、税法で認められた必要経費を差引いた残額です。

(2) 税金とは

サラリーマンの場合は、給料などの年間収入金額に応じて、概算的に一定額を控除できる給与所得控除が認められています。この計算は次のように決められています。

▼給料などの収入金額が一五〇万円までの場合……

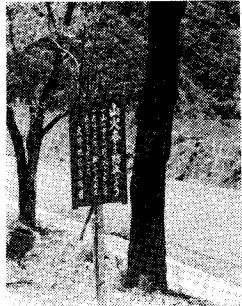
$$\text{○} \text{万円} = \text{収入金額} \times 40\%$$

ただし、その金額が五〇万円未満の場合は、五〇万円となります

▼同じく一五〇万円を超える三〇万円までの場合……

$$\text{○} \text{万円} = \text{収入金額} \times 30\% + 15 \text{万円}$$

山火事を防止しよう



は速算表を使います。

(2) 所得控除とは

所得控除には、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除及び基礎控除の十四種類があります。

なお五十年度の改正で、このうち、配偶者、扶養、基礎の三控除がそれぞれ二六万円に引き上げられ障害者、老年者、寡婦、勤労学生の四控除がそれぞれ二〇万円に、特別障害者控除が二八万円に、扶養控除のうち七〇才以上の老人の場合に適用を受ける老人扶養控除が三十二万円に引き上げられました(次号は税率、源泉、年末調整)

（次号は税率、源泉、年末調整）

やがては年金として皆さんにお返しされますが、それまでは積立金として、安全確実に、かつ、できるだけ有利に運用され、将来の給付財源を確保することに努めるとともに、その運用にあたっては、その一定部分が保険料拠出者、年金制度加入者及びその家族の福祉の増進に直接役立つ分野に還流さ

れるようになっております。

①国民生活の安定向上に直接役立つ住宅、生活環境整備(簡易水道等)厚生福祉施設(病院、体育館等)文教施設、中小企業、農林漁

業等の文野に最重点を置くこと、
②残余についても、国民生活の安定向上の基礎となる道路、運輸通信、国土保全、地域開発等に運用されることとなっており、和泉村では、昭和四十七年と昭和四十八年の二年間で千二百万円を借り入れて村民グランドを建設し、昭和四十九年度においては、村民体育馆建設資金として六千二百五十万円、火葬場建設資金として二百九十万円、ごみ処理車購入資金として二百五十万円を借り入れしております。

さらに、保険料拠出者、被保険者等への直接還元という趣旨で、毎年の積立金の預託増加額の当額を、年金制度の被保険者等の福祉増進に直接役立つ分野に運用することとされています。

愛の血液助け合い運動!!

一ヶ月間(七月一日～三十一日)

近年における社会環境の変化及び医療技術の向上とともに需要の増加している各種血液製剤の供給に一層の円滑化が要求されています。そこで、医療に必要な血液の供給を献血により確保する体制を確立し、本県血源事業の正常な発展を期するため、広く県民各層の間に献血思想を普及徹底させることを目的として、七月一日から七月三十一日までの一ヶ月間「愛の血液助け合い運動」が展開されることになりました。

この運動の趣旨を充分ご理解ください。

ただ、積極的なご協力ををお願いします。なお、献血車が八月中に本村を訪れる予定ですので、一人でも多くの献血をお願いします。

円までの場合……

$$\text{○} \text{万円} = \text{収入金額} \times 20\% + 45 \text{万円}$$

▼同じく六〇〇万円以上……

$$\text{○} \text{万円} = \text{収入金額} \times 10\% + 105 \text{万円}$$

なお、実際の計算に当たっては、給与収入が三〇〇万円未満の場合

「山を火災から守ろう!!」と太野地区消防組合和泉分遣所では、村内の主要な林道の入口等、十ヶ所に山火事防止の立看板を設置し協力を呼びかけています。

民話に生きた池が実在

文化財（名勝地）として保存を!!

営林署の協力で実地調査

和泉村教育委員会では、「一般の人々から忘却され、『幻の池』とか「伝説の池」といわれている下大納（早稻谷国有林内）にある通称「越戸の池へ（夫の池・妻の池）」を福井営林署の協力を得て、去る五月二十三日実地調査を行ない民話に生きた池が実在することを確認しました。

この日、福井営林署から池崎八郎次長ら六名が、村からは教育担当区の山品質治主任の道案内と実地監査が行なわれたものです。越戸の池は、下大納地区から坂を約五百米滑り下りると、ブナ

の原生林の生茂つてゐる中に、二つの池が人目を避けるように、ひとつそりと横たわつてゐます。夫の池は、長径約五十米、短径三十米のほぼ円形で、妻の池の方は、長径約三十米、短径十五米ほどであり、現在は雪解け水で、幅二米、深さ五十センチほどの浅瀬で二つがつながつていています。しかし夏の渴水期には水量が減つて二つに分かれると言われています。

池の深さは二つとも約二米ぐらいで、紫色に輝く水面に付近のブナの原生林（樹令約百三十年）が映えて、神秘的な美しさをたたえています。

村では、この池の周囲約十七ヘクタールを、村条例による特別自然保護区に指定する一方、當林署に伐採計画区域から除外するよう文書で要望しています。また、こうしたすばらしい自然景観（池及び周辺のブナの原生林等）でもあり民話の発祥地でもあることから

和泉村の文化財（名勝地）に指定し、ミズバショウの移植や登山道の整備等を行なう計画であります。◎〃伝説〃（夫の池・妻の池）その昔、上大納の庄屋の娘お妙（十四才）と上伊勢の庄屋の息子竹松（十八才）との悲恋物語りの舞台で、二人は池のある峠で人目をしのんであつていたが、二人とも一人っ子のため結婚できず、入水自殺をしたと伝えられ、それ以後、この池は二人の恋のように一つになつたり、二つになつたりし人目を避けるように人々から忘れ去られてしまつたと伝えられています。

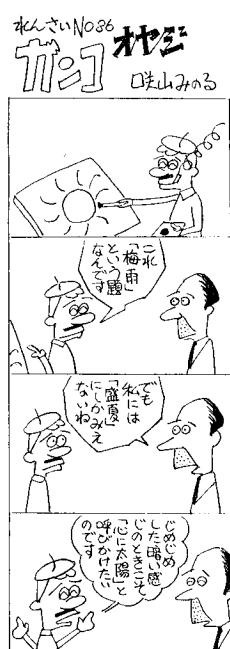
村の文化財を訪ねて

編文人の生活用具から
(1)

村の文化財に指定されている小谷室遺跡の概要について、本紙先月号をもって紹介しましたが、今回は、縄文人が生活するために使った道具（土器 石器）等、遺跡から出土された遺物について紹介いたします。

(1) 小形磨製石斧（一点）
磨製石斧は、木を切断したり削ったりするため「オノ」「チョウナ」の役目をしていましたのです。

(2) 石鎚(せきそく)(三点)
弓の矢の先につけるヤシリで
狩猟に用いたものです。



餌い犬による 咬傷事故を防ぐ

七、犬舎の内外は汚物を処理し、常に清潔にしておくこと
八、飼い犬をつれて歩くときは、引き綱をつけて歩くこと

五 人畜に危害を加えないよう^こ、金で銅い犬を管理すること

六、銅い犬に公の場所及び他人の土地又は物件を汚損又は損傷させないこと

七、犬舎の内外は汚物を処理し、常に清潔にしておくこと

八、銅い犬をつれて歩くときは、引き綱をつけて歩くこと

最近新聞等を賑わせているとお
咬傷事故を防ごう

銅い犬による
これは発火具とともにいわれていて、確かな用途はわかつていません。

ので、そう名付けられています

(6) 石畳(いしだたむ)(一筆)
平たい小石をへこま
のようにしてあるので、
つけられたが、實際は古
い。つづいて「二筆」

三、犬を飼う意志がなくなったときは、保健所または役場に連絡して処置してもらうこと

河原石の両端をすり切ら
を作っています。また、
溝が作られた珍しいもの
ます。

り糸かけ
中には
のもあり

春（四月）と秋（十月）の二回
狂犬病予防注射を受けること
二、飼い犬は、絶対放し飼いをしないこと

(5) 石錘(せきすい) (十四)
土掘り具、即ち鍬として
られたものと考えられま
る。

つておられる方は、次のことに在意しておられることをうながす。
（たるもので）
一、犬の所有者は生後三ヶ月以上になつたる毎年一回登録を受ける。
（たるもので）

ナイフの代わりに使用したも
ので、刃の部分が欠けています
（4）打製石斧（三点）
り、飼い犬による咬傷事故があ
るたまない状態であります。また
野犬による苦情も増加の傾向にあ

老人や身体障害者に

無料マッサージを実施

和泉村では、福祉事業の一環として、昨年八月「針、あんま」などが六十五才以上の老人を対象に福井県立盲学校生徒により実施されましたが、本年も同校の計らいにより、来る七月十四日と十五日の両日、老人と身体障害者等を対象に、村内五ヶ所において実施の運びとなりました。

また、この事業が契機となり現在、福井市内において開業されている同校卒業生の「田部先生」により、休日を利用して村内の七十才以上の老人と二級以上の身体障害者の方々に、マッサージ治療の無料奉仕を申し出られ、五月二十九日より、毎週木曜日に診療所において実施中であります。

この心暖かい同先生の申出しに対し、村ではより多くの老人や身体障害者の方々がマッサージ治療を受療していただこうと、電気治療機等の導入を計画しています。

なお、この事業は老人や障害者の方々の健康管理の強化を計るとともに、機能障害の軽減につとめるなど、日常生活を容易ならしめるもので、申込み方法等は次のとおりです。

一日の消化患者数は、八人程度とされているため、地域別申込み

順位制を採用し、受療予定日の前日までに申込むことになっていました。なお、消化可能人数をこえた場合は、申込み順位により行ないます。



老人の健康診査が実施

敬老年金支給も併わせ

老人の健康診査が去る五月二十日、三十日の両日、大野保健所の協力を得て、診療所、中竜文所など、村内四ヶ所において実施されました。明治三十九年四月一日以前に生まれた人に対する敬老年金が支給されました。

この事業計画では、国内外研修を始め、県内他市町村青年団との



ロード競技で本村を通過

プロ選手権自転車競技大会

第二十二回全日本プロ選手権自

転車競技大会(ロード競技)が、

去る五月二十二日全国各地から多

数の優秀選手が参加して行なわれました。この大会は、本年度のチ

ャンピオンの決定とともに一九七

五年度世界選手権自転車競技大会

に派遣する日本代表候補選手の選

考を兼ねた大会であります。

競技は福井市和田中から九頭竜

ダム(折り返し地点)のコースで

行なわれたもので、十一時ごろ、

赤、黄、青など色あざやかなユニ

ホーム姿の選手約八十名ぐらいいが

一団になって、約六十〜八十キロ

の猛スピードで本村を通過した。

沿道にはプロ選手を一目見よう

と多数の人たちが出て、おしみな

い拍手を送っていました。

和泉村消防団の幹部異動

大野地区消防組合が発足してから早二年目を迎えようとしています。火災の未然予防と初期消火を目標として、常備職員二人、救急車一台、巡回用ジープ一台を備え、火災、防火に万全の体制を構え、とおり幹部異動がありました。

新しい幹部の皆様は、意を新たにして消防業務に専念する所存でありますので、御支援の程お願いします。

新旧役員は次のとおりです。
役職名 新役員名 旧役員名
○團長 島田 博 谷口利和
○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

○副團長 山田直子 西 照美
◎書記 表 恵子
◎会計 吉川厚子 林ひとみ

交流、スポーツ教室、ダンス教室、読書会、キャンプ、運動会、清掃や花壇作りなどの奉仕活動また冬期青年学級では、婦人や老人との話し合いなど豊富な事業が計画されています。

現在、団員数は四十余名に達し四五年前に比べかなり増えています。こうした、明日の和泉村を背負って立つ若者たちの活躍に期待したいものであります。

新旧役員は次のとおりです。

役職名	新役員名	旧役員名
○團長	島田 博	谷口利和
○副團長	山田直子	西 照美
◎書記	表 恵子	吉川厚子
◎会計	林ひとみ	吉川厚子
●第一分團		
【分團長】	(新) 平瀬 利雄	(旧) 加藤 守彦
【副分團長】	(新) 三島 哲一	(旧) 川守 関次郎
●第二分團		
【分團長】	(新) 加藤 一美	(旧) 西 昭朗
【副分團長】	(新) 新井 基衛	(旧) 中内 智利
●死　亡		
上大納	土谷 松四郎	七八才
朝 日	中山 すて	八五才
下 山	堀 内	治 義
石徹白	中山 まゆみ	

和泉村青年団では、このほどの総会において役員改選があり、新らしい役員を決めたほか、年間事業計画を立て、意欲的な活動を目ざしています。

この事業計画では、国内外研修を始め、県内他市町村青年団との